

第 15 回 全国健康保険協会船員保険協議会 議事録

開催日時：平成 24 年 3 月 16 日（金）15:00～16:15

開催場所：都道府県会館 402 号室

出席者：岩村委員長、江口委員、大内委員、大谷委員、小坂委員、佐々木委員（門野代理）、立川委員、田中委員、三木委員、渡部委員（五十音順）

議題：1．平成 24 年度事業計画及び予算（案）【船員保険事業】について
2．経過的特別支給金の支給について
3．その他

岩村委員長 定刻より少し早いのですが、当初からご出席いただける方は全ておそろいでいらっしゃいますので、始めたいと思います。第 15 回船員保険協議会を始めることにいたします。本日の出席状況でございますけれども、菊池委員、田付委員、佐々木委員よりご欠席というご連絡を頂戴しております。また、小坂委員が遅れて到着されるということだそうです。そして、佐々木委員の代理として日本船主協会の門野様にご出席をいただいております。代理出席のご承認をいただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料の確認などにつきまして、事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

神田次長 まず本日のオブザーバーといたしまして、厚生労働省保険局よりご出席をいただいております。

続きまして本日の資料のご確認をお願いいたします。本日、お配りしてあります資料ですが、資料 1-1 として、平成 24 年度事業計画及び予算（案）【船員保険事業】。資料 1-2 が収入支出予算の前年度比較。資料 1-3 が平成 24 年度船員保険勘定予算（業務経費及び一般管理費の内訳）（案）。それから、参考資料 1 として船員保険事業計画の新旧。参考資料 2 として東日本大震災に係る 3 月以降の対応について。最後に資料 2 として経過的特別支給金の支給について（修正案）でございます。以上、ご確認をお願いいたします。

岩村委員長 ありがとうございます。資料の方は、皆様、おそろいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思っております。お手元の議事次第に沿って進めてまいります。議題 1 は、平成 24 年度事業計画及び予算（案）【船員保険事業】についてということでございます。これについて事務局の方で先ほどご紹介がありましたが、資料 1-1 から 1-3 までをご用意いただいておりますので、最初にそれについて説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

神田次長 それでは、船員保険事業の平成 24 年度事業計画及び予算（案）についてご説明いたします。

まず資料 1-1 をご覧ください。1 ページ目でございますが、事業運営の基本方針になります。これにつきましては、前回 1 月の協議会でお示したものと同様の内容でございます。冒頭に、協会の理念に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、我が国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立ちまして、24 年度も事業運営に取り組んでまいります。

2 の（1）として、23 年度と同様に、船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえ、加入者の視点に立ち、常にサービス向上に努めてまいります。

（2）として、新たな方針として、健診、保健指導の実施率向上のための取り組みを強化するとともに、加入者の健康生活支援のための取り組みについては、23 年度に引き続き実施いたします。

（3）として、これも新たな方針でございますが、レセプト点検、医療費通知など、医療費適正化やジェネリック医薬品の使用促進のための取り組みを推進することとしております。

・重点事項でございます。1 の保険運営の企画・実施のところでございます。

まず（1）として、保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進として、加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供や、保健・福祉事業の効果的な推進などに取り組んでまいります。

2 ページ目になります。（2）情報提供・広報の充実でございます。ホームページの活用、パンフレットの作成、「船員保険マンスリー」の発行、あるいは「船員保険通信」の発行等を引き続き実施してまいります。

次の（3）は、新規の事業としてジェネリック医薬品の使用促進に関し、広報の実施や、いわゆる「希望カード」の配布、さらにはジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果などを通知するサービスを新たに実施いたします。

2 の保険給付等の円滑な実施のところでございます。まず（1）として、保険給付等の適正かつ迅速な支払いでございます。昨年、合意いただいた新たな特別支給金の支給を含め、各種給付の確実かつ迅速な支払いの他、2 つ目のぼつになりますが、下船後の療養補償の制度の趣旨や仕組みの周知。3 ページ目になりますが、柔道整復施術療養費について、不適切な申請事例への対応、あるいは適正受診の促進を図るための文書照会などを実施してまいります。

また、東日本大震災への対応として、被災した加入者の一部負担金免除などについて、引き続き実施してまいります。

次の（2）サービス向上のための取り組みでございます。サービススタンダード、10 営業日の状況を適切に管理し、100%達成を目指すとともに、お客様満足度調査については今年度から実施しておりますが、必要な見直しを行った上で 24 年度も実施してまいります。

次の（3）高額療養費制度の周知でございます。限度額認定証の提示により高額療養費の現物給付化になることの周知、あるいは高額療養費の未申請者に対する勧奨業務を実施してまいります。

次の被扶養者資格の再確認でございます。今年度、震災の影響により延期しておりましたが、24 年度早期に実施する予定でございます。

次の（6）の債権の発生抑制及び早期回収でございます。喪失した方の保険証の早期回収とともに、発生した債権についても早期かつ確実な回収に努めてまいります。なお、前回の協議会において委員からご指摘のありました「法的手続きの活用」という文言については、削除させていた

だいております。

次の3.保健・福祉事業の着実な実施でございます。4ページになります。健診実施機関の拡大、あるいは被保険者の保健指導の外部委託機関の拡大を図ってまいります。

(2)の特定健診・保健指導の推進でございます。各種広報の実施や受診手続きの簡略化、未受診者への受診勧奨などに努めてまいります。

次の(3)健康生活支援事業については、23年度に引き続き加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供や、健康増進の普及啓発素材の作成、あるいはレセプトデータ、健診データを活用した調査研究などに取り組んでまいります。

次の(4)福祉事業でございます。特に24年度の保養事業について、福祉センターの在り方に関する結論を踏まえ、適切に対応してまいります。

次の4.組織運営及び業務改革でございます。これについては、協会全体の取り組みになりますが、健康保険事業と一体となり、人事評価制度の適切な運営や、コンプライアンス・個人情報保護の徹底、各種研修の実施、あるいは経費の節減などに取り組んでまいります。

おめくりいただいて6ページになります。各種事業の目標指標になります。先ほどのサービススタンダード以外にも、保険証の交付までの日数、あるいは健診・保健指導の実施率については、実績を踏まえて目標数値の見直しを行っております。

それから、レセプト点検の中で資格点検及び外傷点検については、数値的な目標が立てづらいことから、従来、目標指標にあったものを検証指標に移動しております。

次の7ページと8ページは、事項ごとに内容を整理した表になります。

次の9ページからは予算になります。まず予算の総則でございますが、特に(2)の債務負担行為でございます。船員保険事業に関して複数年度にわたり契約が必要な事項を記載しております。

次の10ページは、24年度予算案になりますが、23年度予算と比較した別の資料を用意しておりますので、資料1-2をご覧ください。資料1-2でございますが、まず収入の部で、一番上の保険料等交付金が358億9,700万円。被保険者数の減などにより保険料収入自体は減っておりますが、22年度に未交付であった交付金が21億円あり、これが23年度に交付されましたが、予算枠との関係で24年度に繰り越しが発生したこともあり、前年比14億8,200万円の増となっております。

次の疾病任意継続の保険料でございますが、13億6,800万円。この保険料については、協会が直接徴収しておりますが、被保険者数の減などにより、前年比1億2,400万円の減となっております。

それから、職務上年金給付費等交付金が72億1,000万円。21年12月までに発生した職務上の年金給付について、労災勘定から交付金を受けて協会が支給しておりますが、対象者の減少などにより、前年比10億3,500万円の減となっております。

それから、運用収入については8,900万円を計上しております。

それから、雑収入1億3,900万円でございますが、これについては返納金債権の収入でございます。

それから、収入の最後の準備金戻入の10億3,700万円でございますが、被保険者の保険料負担軽減分の控除率を0.15%から、24年度は0.35%に引き上げましたので、前年と比較して5億8,000万円ほど増加しております。

以上、収入合計で 487 億 6,100 万円、前年比 9 億 8,900 万円の増となっております。

次に支出でございます。まず保険給付費として 269 億 9,600 万円。前年比 11 億 1,700 万円の減となっております。要因としては、職務上の保険給付費や下船後の療養補償が減っていることによります。

次の前期高齢者納付金等の拠出金等の合計が 117 億 2,000 万円。介護納付金は、33 億 1,200 万円を見込んでおります。

次の業務経費でございますが、前年比 3 億 5,400 万円増の 32 億 8,000 万円。一般管理費が前年比 5,500 万円減の 8 億 9,300 万円を計上しております。この 2 つについては、また別の資料でご説明させていただきます。

予備費として保険給付費等の 1%、3 億円を計上しておりますが、これを除いても船員保険勘定全体としては、準備金繰入として 21 億 7,900 万円の剰余が見込まれます。

続きまして資料 1-3 をご覧いただきたいと思っております。業務経費と一般管理費の内訳になります。まず業務経費でございます。保険給付等業務経費、前年度と比較して増減が大きいものとして、3 行目の届け書等の入力・送付に関する経費が、前年比 3,000 万円減の 2,800 万円となっております。この理由としては、備考欄にありますように、派遣職員 15 人を全て契約職員に切り替えることとしております。これについては、現在、入力業務あるいは電話対応業務について、派遣職員により対応しておりましたが、この業務については派遣受入期間が 3 年間の制限のある、いわゆる自由化業務に該当することによるものでございます。その分、その 2 つ下の補助員経費の部分が、前年比 2,600 万円ほど増えています。

次のレセプト業務経費でございますが、前年とほぼ同額の 2,500 万円を計上しております。

次の保健事業経費でございますが、健診の受診対象人数の増加、あるいは受診勧奨などの経費を含めまして、前年比 5,800 万円増の 5 億 3,000 万円を計上しております。

次の 2 ページ目になります。福祉事業経費になります。特別支給金及び就学援護費を除く経費としては、前年とほぼ同額の 3 億 6,800 万円。内訳として保養事業についても前年度と同額の 3 億円を計上しております。

次の特別支給金でございますが、昨年、合意いただきました新たな特別支給金の他、現在、検討いただいております経過的な特別支給金も含めまして、一応予算枠を確保しておりますので、これらを合わせ、前年比約 3 億円増の 21 億 2,300 万円を計上しております。

次の就学援護費については、支給対象者の減により前年比 500 万円減の 4,700 万円を計上しております。

以上の結果、福祉事業経費全体では、前年比 2 億 9,400 万円増の 25 億 3,900 万円を計上しております。それから、一番下のその他の業務経費の中では、特に 3 つ目のジェネリック医薬品の使用促進経費として新たに 1,600 万円を計上しております。以上、業務経費合計では前年比 3 億 5,400 万円増の 32 億 8,000 万円になります。

次の 3 ページ目でございます。一般管理費でございます。人件費や福利厚生費の他、一般事務経費としてシステム経費、事務室の借料、光熱費、消耗品費等の必要な経費を計上しております。特に真ん中ほどにシステム経費がございますが、システム開発費の減などにより、前年比 6,300 万円減の 3 億 3,200 万円となっております。その他、主なものとしては、地代家賃として船員保険部があります飯田橋事務室の借料の減が 400 万円弱でございます。以上、一般管理費の合計では

前年比 5,500 万円減の 8 億 9,300 万円でございます。

業務経費と一般管理費の合計では、前年比約 3 億円増の 41 億 7,000 万円になります。

資料 1-3 は以上でございます。

なお、参考資料として参考資料 1、これについては事業計画の 23 年度と 24 年度を比較した表になりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして参考資料 2 をご覧ください。前回、1 月の協議会でも経過報告をいたしました。東日本大震災に係る 3 月以降の対応でございます。被災された加入者の方が医療機関等の窓口で支払う医療費に係る一部負担金の免除期間でございます。上の方でございます。まず原発事故による被災者については、引き続き国からの補助がありますので、25 年 2 月末まで延長する。その他の住居の全半壊等の被災者の方は国の補助がなく、各保険者の判断により実施できることとされておりますので、船員保険についても協会けんぽや国保、あるいは後期高齢者医療制度と同様に、平成 24 年 9 月末まで延長することといたしました。

それから、2 番の健診や保健指導の自己負担額の還付については、23 年度に引き続き 24 年度も実施することといたしました。

以上で 24 年度の事業計画及び予算関係の資料の説明を終わります。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、今、事務局からご説明がありました 24 年度の事業計画及び予算案その他について、ご意見、ご質問などがありましたら、ご発言をいただきたいと思っております。では、大内委員、どうぞ。

大内委員 資料 1-1 の 3 ページの一番上です。ここで先ほどありましたけれども、「不適切な申請事例への厳格な対応や適正受診の促進を図る」ということですが、不適切な申請事例や厳格な対応というのは、もうちょっと具体的に、どんな事例があってこういうことなのか、教えていただけませんか。

岩村委員長 では、事務局、お願いいたします。

神田次長 柔整の療養費については、一般的には患者さんが柔整師にかかった場合は、柔整師さんに受領委任をし、柔整師さんから保険者に請求いただいて、審査の上、お支払いするという仕組みになっております。ただ、これは船員保険に限らずですが、例えば毎月 20 日以上、25 日以上、ずっと漫然とかかっている患者さんがいるケース、また、柔整では部位があります。場所ですね。それが非常に多く 3 部位や 4 部位、長期的にかかっているなど、そういう請求もままあるのが実態でございます。そういうものについて、不適切というか、過剰な請求といたしますか、そういった事例がないか、そういったものを確認して、仮にそういう事例があれば、柔整師さんの指導監督は地方厚生局がやっておりますが、そちらに情報提供をするなど、そういった柔整師さんへの適切な対応をするという意味でございます。併せて加入者の方にも、例えば文書照会などをし、月 20 日以上かかっているか、ちゃんとそれだけかかっているのかなど、そういった調査も併せてやっていきたいということでございます。

大内委員 分かりました。

岩村委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に他にご意見がないようですので、船員保険事業に係る平成 24 年度の事業計画及び予算案については、原案通り了承ということにし、船員保険協議会としては特に意見はないということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

岩村委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からこの後の手続きについてご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

神田次長 ありがとうございます。本日お諮りいたしました船員保険事業に係る平成 24 年度事業計画及び予算案については、3 月 21 日に予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対して認可の申請を行う予定となっております。以上です。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、次の議題に進みたいと思います。議事次第にございますように、議題 2 は経過的特別支給金の支給についてということでございます。これは前回の協議会で議論したものを再度取り上げるということになります。まず事務局の方で資料を用意していただいておりますので、それについての説明をいただきたいと思います。よろしく願います。

神田次長 それでは、資料 2 になります。経過的特別支給金の支給については、前回、事務局から案を提案して、ご審議いただいたところですが、今回、あらためて修正案として提案するものでございます。

修正点でございますが、おめくりいただきまして 2 ページ目になります。まず一番上の対象期間のところでございます。前回は、平成 27 年 3 月までの約 5 年間、それから下の方の支給額でございますが、年金額または一時金額の 8% から段階的に 5% に削減するというところで提案しておりましたが、22 年 1 月の制度改正からすでに 2 年以上経過しており、仮に 22 年 1 月まで遡及して支給することとした場合に、できるだけ早期の支給開始が望ましいということもございまして、今回、対象期間については取りあえず 25 年 3 月までとし、また支給額については 8% に固定してスタートし、その後の取り扱いは給付実績を見た上で、あらためて検討することとしてはどうかと考えております。

それから、これまで年金として支給していたものを一時金として支給する理由、あるいは支給水準の考え方については、おめくりいただきまして 4 ページをご覧ください。

一時金化して支給する理由でございます。まず年金として支給する場合には、一つは長期にわたる記録管理が必要となるなど事務処理が複雑化し、毎回の振込手数料などの発生など、事務処理コストも増大することが見込まれます。それから、2 つ目として年金の平均受給期間など将来

の財政負担の正確な見通しが困難ですので、財政運営の不安定化の要因となること。この大きく2つの理由により、事務局としては一時金化にしてはどうかと考えております。

それから、支給水準でございます。仮に平均的な年金支給総額と同一水準を一時金として支給する場合には、その平均的な額は、今回提案している年金額の5年分を相当程度上回ることが見込まれます。船員保険ではデータがございませんが、労災保険の方では、例えば障害年金であれば、平均すれば25年から30年、遺族年金であれば35年程度が、これまでの平均的な受給年数となっています。

今回、5年分として提案している理由ですが、ここに記載してありますように、今回の給付の趣旨が、制度改正に伴う激変緩和を図るという観点からのものであり、障害年金や遺族年金の最低保障水準となっている差額一時金の補償年数を参考としているためでございます。

それから、5ページの資料ですが、一時金とした場合と年金とした場合の財政影響のイメージ図になります。一時金の場合であれば、粗い試算ですが、毎年4,000万から5,000万程度の一定の財政負担が生じます。右側、年金とした場合は、制度施行当初は一時金より財政負担は少なく、だいたい5年目ぐらいでほぼ同程度の負担となり、以降、毎年、受給者が増えてまいりますので、財政負担も年々重くなります。長期的な見通しというのは、なかなか難しいところですが、40年から50年をかけ制度が成熟するものと考えられます。

それから、前回の協議会において、22年1月の制度改正の際に、従前の給付水準を維持することが基本的な前提であったというご議論がございましたが、従前の給付水準について、法定給付の水準を指すのか、あるいは福祉事業を含めた水準を指すのかについては、必ずしも明確になっていなかったのではないかと考えているところです。

資料の説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

岩村委員長 ありがとうございます。今、事務局の方から、前回示された案に対する修正案が示されました。これについてご審議をお願いしたいと思いますが、論点がいくつかございますので、少し分けて整理をしながら議論をさせていただきたいと思っております。

最初にまず、年金ではなくて一時金で対応するという点について審議をしたいと思っております。これについてご意見あるいはご質問などがありましたら、お願いしたいと思います。立川委員、どうぞ。

立川委員 年金と一時金という、今、委員長の話ですが、私の概念として問題提起をさせていただきます。一番最後に事務局が言いました、従前の水準の維持の部分がないという話がありましたが、こちらを先に片付けないと、一時金なのか年金なのかという論議から入っていくのはどうかと、私は今思ったのですが、いかがなものでしょうか。

岩村委員長 では、事務局で今の点、もうちょっと突っ込んだ説明が可能であれば、お願いをしたいと思っております。

石塚理事 前回の制度改正の経過に係るものですから、制度改正実施後の実務を担う立場の私どもがお答えするのが適切かどうかと思っておりますが、今回の議論に当たって、一応私どもで残されて

いる、いろいろな検討会や懇談会などの報告書等は一通り読ませていただきました。議事録を全て隅から隅まで見たわけではないので、見落としがあったら大変申し訳ないと思いますが、主な報告書等を見る限り、今回議論になっているような、福祉事業でやっている現金給付も含めて従前の水準を維持するということが明記されたものはなかったということです。そういうことからすると、おそらく制度改正時、なかなか議論が至ってなく積み残し、今日に至っているということだと思います。まさに今回の問題をどう処理するかというのは、あらためて当協議会の場で、労使の皆さんにご議論いただいて、その結果に従って解決していく話ではないかと、協会の事務局としては、そういう立場だということでございます。

岩村委員長 立川委員、いかがでしょうか。

立川委員 今、福祉を含め水準の維持の明確にしたものはないという、逆に明確にしなかった理由があるのかといいますか、労災部分だけだという確認もないわけですね。

石塚理事 そこは私も、当時この制度改正に携わっていませんので、詳細な経過は承知しておりませんが、今回の件については明示的に議論がなされなかったということだと思います。ですから、この件について従前水準維持という考え方に立つのか、あるいは今回は経過的な給付という形でご提案していますけれども、そのどちらにするかは、あらためてこの協議会でご議論いただいた結果に従う、我々は事務処理をする立場ですから、そういうことだと思っております。

岩村委員長 たぶん実際にあの場で議論に参加していたのは、今だと私と大内委員だけかなと思っていて、申し訳ないのですが、私もあまり福祉給付の部分についてまで詰めた議論をしたという記憶はあまりありません。むしろ、法定給付のところをどうするかということに焦点を合わせずいぶん議論してきた。福祉給付の方は、いわばその議論が収束して、まとまって、法改正した後に、むしろ全日海さんの方で、いや、実はこういう問題があるんだというようなことで、その都度、問題提起があって、協議会の場で議論をして処理をしてきたという、そういう経緯ではないかと私は記憶しています。大内委員が同じ記憶であるかどうかは、私は分かりませんが。

大内委員 だいぶ前の話なので、だいぶ記憶が薄れていますが、私だけではなくて確か小坂委員も参加されていると思います。基本的には、従来の制度で給付されているものは、基本的には統合しても維持をしていくということが基本としてあって、その中で制度を統合してみた段階で、でこぼこが生じてきた。ぼこの部分をどう修正していくのかということで、ずっと今までできているというのが、これまでの経緯でございます。基本的な考え方はそういうことでやってきている。だから、そこでいくと、今回の問題提起といいますか、今、提案をされているということについて、具体的に実例を挙げて、こういう形に変えたらどうなっていくのかというのは、多少不透明な部分があります。参考1のところでは旧船員保険と労災保険ということで分けられて、賞与が支給されていないケースということで、これは前回か前々回に、そんな話があったような記憶があります。賞与が支給されているケースはいいとしても、支給されていないケース。これは支給されていないということだけれども、たぶんここで対象になってくるのは、漁船の乗組員がこの

部分に当たるんですね。そうすると、漁船の場合はどちらかというと、歩合給、生産高歩合ということで、年にならしての話をやって、ずっとやってきているというのが漁船の場合なので、そういうことで生産高歩合ということでいうと、それ以外のボーナス（賞与）があるということでは決して、ある漁船の会社もありますが、それは大手の会社で、それ以外の漁船は、賞与は全て歩合の中に包含をされているという理解になります。だから、名前だけの賞与があるかないかということになると、こういう仕分け方になってしまうだけであって、漁船の場合は、そういう意味でいうと、歩合、生産奨励金という形でもって、年間の平均を取っていくということになります。そういうことからすると、労災の支給されていないケースということであるという、従来よりも若干目減りしてしまうのではないかとこの部分ですね。

岩村委員長 失礼しました。小坂委員、あのときの議論に参加されていたのをすっかり失念しておりました。

小坂委員 私の感触といいますか、感じ方というのは、個人に係る部分について、制度が移行していく過渡期において、従前よりも金銭的なマイナスが生じさせないということだったのだと考えます。そのときに、それがどこまで長期でやるかというのは別にして、少なくとも制度が移行するときに、従前よりも悪くならないようにというのが、皆さんの合意だったはずですから、厳密に言ったときに、3年間か、5年間か、10年間かというようなことは、どこにも議論していないと思います。ただ、その辺が移行した時点で、個人別的に損得が金銭的に出てこないようにということだと存じています。

岩村委員長 ありがとうございます。いずれにしても、後になって福祉給付のところ、いくつか個別に問題が出てきて、それをどうしましょうかということは、協議会で議論してきたという経緯はあると思っております。

小坂委員 ですから、移行した後にもいくつか出てきた部分については、当然のことながら、福祉であるなしに関わらず、移行の前と過不足のないようにということで、これまでやってきました。

岩村委員長 ありがとうございます。

立川委員 よろしいですか。

岩村委員長 どうぞ、立川委員。

立川委員 今の話でいきますと、基本的なベースというのは、元は年金制度であるとか、一時的であるとか、2種類あるわけですから、単純に考えれば、それをそのままスライドして入っていくという考えでよろしいかと私は理解するのですが、違うのでしょうか。

岩村委員長 では、石塚理事、お願いします。

石塚理事 年金でやるか一時金でやるかというのは、どちらかという手法の問題だと思います。最終的には、仮に一時金にした場合も、今は8%の5年分という提案をしていますが、先ほどお話ししたように平均的な受給期間と比べて、5年分というのが妥当なのかどうかという議論に帰着するのだと思います。今回の5年分という具体的な提案、必ずしも5年ではなくてはいけないという、あらかじめの理屈があるわけではないのですが、一つの目安となる制度として、2ページの注に書いてありますが、障害年金差額一時金という制度があります。これは、年金を受け取り始めてすぐにお亡くなりになった方、通常であれば受給者が亡くなれば、そこで年金は終わりますが、労災の場合は損失補償の観点もあるものですから、制度によって違いますが、4年半あるいは6年、最低限保障しましょうという、いわば最低保障の年数を定めた制度がありますので、それを一つのよすがというか参考として、最低部分を保障する5年間ではどうかという意味で、一つはご提案しています。

あともう一つは、1ページの趣旨にも書いてありますけれども、制度全体を見れば、いわば拋出側というか負担の議論になりますが、賞与が支給されているケースは、いろいろなケースがありますが、標準的なケースで試算すると、労災が従前よりも2倍以上の給付水準ということになっております。賞与が支給されている者とされていない者はだいたい半々ですから、個々人では多くなっている方、少なくなっている方がいらっしゃるわけですが、制度全体での財政的な負担といえますか、給付水準ということでは、そう大きく低下しているものではないのではないかと考えられます。そんな両方の面から、8%の5年分という水準を、今回、事務局としてはご提案しているということです。

岩村委員長 補足しますと、ある意味では前あった制度との関係でどうしますかという議論なのですが、今の時点から見たときには、いわば新しく仕組みをつくるという話なのです。それで、先ほど「年金でやりますか。一時金でやりますか」というお話をしたわけです。つまり、年金でやるか、一時金でやるかというのは、新しく制度をこれからやるという話になったときには非常に大きな問題で、とりわけ制度の持続可能性を真剣に考えないと、実は年金というのは軽々にはできないという部分がございます。そういうことから、年金と一時金とのメリット、デメリットをどう考えて、そして従前の経緯がある中で、いわば新しい制度をつくるときに、年金でやりますか、一時金でやりますかということ、実は今申し上げたような趣旨で考えなくてはならない。ですので、単純に今まで年金でやっていたから、そのまま年金でいきましょうという議論にできない状況があるということ、少しご理解いただく必要があるかと思います。そういう意味で今日、先ほどお尋ねしたのは、年金であれば年金としてのメリットはもちろん受給者側にはございますが、他方で制度として考えたときには、とりわけ船員保険の今の仕組みの中で、年金でやるということで、持続可能性を持って今後やれますかという、そこを実は考えなくてはならない。そこが実は一番最初の大きな決断の分かれ道だと思っています。それで、一番最初に年金にするのか、一時金にするのかということについて、まずご意見を伺いたいということだったわけです。

では、立川委員、どうぞ。

立川委員 委員長の趣旨は理解いたします。ただ、今の話の中で労災部分と福祉部分を含めて、小坂委員からも出ましたが、従前頂いていた、ないしは支給されていた金額は守るんだというベースの話は、これはそういう理解で皆さんよろしいという理解を私はしたのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。そのベースに立って、年金にしていくのか、一時金にしていくのか、そういう前提が入ってくるのではないのでしょうか。そう思うんですけど。

岩村委員長 たぶんそこは先ほど申し上げたように、それぞれの委員の理解が違つかもしれませんが、厳密に全部一緒にするんだという前提で議論してきたかということ、そこはどうでしょうね、という気はいたします。そこまでの何かきちんとしたルールがあった上で議論してきたということまで、ちょっと私はそこまでは認識していませんが、ただ先ほど小坂委員がおっしゃったように、何となく不利益は生じないようにと言ってきたことは、そうなのかなと思います。小坂委員、どうぞ。

小坂委員 私の理解としては、何年間ではなくて、少なくとも数年間はというつもりがありました。その数年間というのは、2年なのか5年なのかという議論は、頭の中にはありませんが、少なくとも制度が移って行って数年間は、もう1回やり直そうなんていう話にはならないということを含めて、変化が最小限もしくは変化がない姿に個人的にはしなければいけないという理解を持っていました。そこから先は、例えばその数年を経た後は、制度としてこの制度は担っていくのか、いけないのかということの議論になるのではないかと思います。

大内委員 ちょっといいですか。

岩村委員長 はい。大内委員、どうぞ。

大内委員 私も、だいぶぼけてきたので、再確認の意味でお聞きしたいと思います。船員保険が労災と雇用保険と健康保険部分と分かれて、労災と雇用保険については陸上の保険の労災保険に統合していく。失業保険部分は、雇用保険に統合していく。健康保険部分については、従来の船員保険として区分経理をしていく。こういうふうなことで、確か統合ということで整理をされたと理解しています。そこで、労災部分のこの問題について、陸上の労災保険に全て統合されていくわけですから、財政的な部分も含めて陸上も船員保険部分の統合された部分もみんな同じ。そんなわけで統合するに当たって、船員保険部分の財源の部分を、あの当時は確か算式を書いて、必要なお金については、そっちの方に持参金で持っていったという経緯があると思います。それからしばらくして出てきたのは、船員保険でやっていた従来の形の労災部分の年金、あるいは一時金という制度と、陸上の労災保険の制度に若干でこぼが出てくる。そういうことで、私の記憶が間違ったら、ごめんなさいとしか言い様がないのですが、賞与が支給されている、されていないということで、陸上の場合は変化がある。海の場合は、そういうことにはなっていなかったわけで、その部分が今、こういう形で表れてきているのかと実は受け止めております。そういうことからすると、我々は統合するときの基本的な考え方ということでは、これは統合されても現行の受給されている部分については、基本的には維持をしていきますということで、確か統合

されていったというふうに記憶をしています。今、小坂委員が言われたように、統合した考え方が3年なのか5年なのか、あるいはその先でどう変えていくのかというのは、これはまた先の話というふうに思っております。今、だんだん話をしていたら、ちょっとずつ思い出してきたので。

岩村委員長 だいたい今、大内委員がおっしゃったようなことだと思います。ですから、今回の事務局のご提案も、まさに特別支給金の部分で、労災に移ったところでカバーできていない部分がありますよねと。その部分を埋めましょうというお話であり、ただその埋め方をどうしましょうかというお話だと思います。そのときに、まさに制度の持続可能性といったことを考えたときの埋め方というのは、年金でやるよりも一時金でやった方がよろしいのではないのですかと、そういうご提案だと理解しております。では、大内委員、どうぞ。

大内委員 私の意見を申し上げますと、要は管理する側、いわゆる支払い側、それから受給される側、受給を受ける側、こういうことで言いますと、私どもの考え方は未だに変わっておりません。従来の方でやってほしいということです。だから、そういう意味で申し上げますと、一時金として整理をしていくという考え方では、まだ時期尚早ではないのかと思います。これは意見でございます。

岩村委員長 ありがとうございます。船主側は、何かご意見はございますか。今、大内委員からは、従来のやり方を維持するというご意見があったところですが、実はもう1点その先として、対象期間や対象者をどうするかという、もう少し各論的な問題もございます。若干、仮定的な話になる部分があるのですが、その辺についても、できれば今日ご意見をお伺いできればと思っております。

具体的には、今日の資料2の2ページ目のところになります。対象期間については、先ほどご説明がありましたように、平成22年当初から24年度末(25年3月31日)までで、支給事由が発生した人を対象とする。その後の取り扱いは、給付実績を見た上で、あらためて検討する。それから、対象者については、労災保険法の規定による年金や一時金を受ける者ということになり、ただし書きで除外される者が定められるということです。こちらについては、いかがでしょうか。たぶんこれは、年金にするか、あるいは一時金にするかということとはあまり関係なく、どうしましょうというお話だと思います。

小坂委員 よろしいですか。

岩村委員長 はい。どうぞ、小坂委員。

小坂委員 私は、対象期間と対象者、特に対象期間「その後の取り扱いは、給付実績等を見た上で、あらためて検討する」という一行が入っているので、対象期間と対象者については、原案通りで私はいいかと思います。

岩村委員長 ありがとうございます。大内委員、どうぞ。

大内委員 今、小坂委員のご発言がありましたけれども、私どももそれで結構だと思います。

岩村委員長 ありがとうございます。そうしますと、対象期間と対象者に関しては、船主側、組合側ともにご意見は一致しているということだろうと思います。

あとは、年金か一時金かという話になります。もう1回、この話に戻ってしまいますが、仮に年金化が難しいとしたときに、一時金の水準はどんな感じで考えるのかということぐらいは、もし可能であればお話しただけると、この後の議論につながるかなという気はするのですが。大内委員、お願いします。

大内委員 せっかくの委員長のご示唆でございますけれども、今日の段階では、まだそこまでの用意はしてきておりません。

岩村委員長 分かりました。船主側も、同じようなことだというふうに向ってよろしいでしょうか。

小坂委員 よろしいですか。

岩村委員長 はい。小坂委員。

小坂委員 私ばかりしゃべるみたいですけど、最初の船員保険というか、この移行を含めて、いろいろな検討をしたときに、私なんかはもっと悲観的に、漁業者の数がかなり減っていくであろう、制度としては早急に新たな踏み出しをしなければという気持ちもあって進んできましたが、私が考えていたよりも漁業者や漁船員の数は減っておりません。だけど、この先はちょっとまた難しい。たぶん三木さんところの内航さんやらに比べたら、漁船は減りだしたら、もっと早いだろうと思います。いろいろな島嶼国等々の政治的な問題もありますし、その辺が分からないので、私というか、漁船の船主団体としては、年金というのはあまりにも重たいなあという意見です。

岩村委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、立川委員、どうぞ。

立川委員 私も、個人的な意見というか、組合側としてはということになるかと思いますがけれども、従来の年金の姿が一番いいのだろうと考えています。しかしながら、委員長からお話もありましたので、一時金の水準ということの判断をすれば、もう少し実態に近いものの数字を出していただかないと、判断のしようがないのではないかという感じを持っております。

岩村委員長 ありがとうございます。あまり議論を誘導するつもりはないのですが、やはり今の船員保険の規模で年金を持つのは、相当厳しいというふうに思っております。とりわけ労災保険の本体は、ご承知のように充足賦課方式といって、基本的には積み立て方式でやっているものですから、産業の変動などの影響をあまり受けない形になっています。船員保険で充足賦課方式で

年金をやろうとすると、料率がぼーんと上がるので、かなり厳しいだろう。つまり、今年発生した事故については、年金の原資を今年積み立ててしまおうということをやるので、非常に実は難しいことになるでしょう。他方で公的年金のように賦課方式でやりますと、保険集団の規模によって、ほとんど制度運営の将来が決まってしまうこととなりますので、いわゆる扶養比率がどんどん変わっていくと、それだけ財政が厳しくなっていくという問題が発生して、制度の持続可能性は非常に不安定であるということになってしまいます。ですから、その辺をまた持ち帰っていただいて、どういうふうにするかということをご検討いただければと思います。それから、給付の水準は、今、立川委員からお話がありましたように、どういう水準が考えられるのかということについては、事務局の方でも、可能なのかどうかは、私はよく分かりませんが、データ等も少し調べていただいて、何かそういうものがあれば、それが使えるかどうかということで、ご検討いただくということなのかと思っています。

三木委員、どうぞ。

三木委員 今、小坂委員から漁船の船員さんたちの今後の動向について、思ったほどは減らないで済んだというご報告がありましたけれども、内航の船に乗っていただいている船員さんの今後の見通し、現在、内航総連合で判断している見通しについてご報告させていただきます。リーマンショック後、非常に内航船は荷物が減って苦しんできたわけですけれども、昨今の円高で荷主さん、いわゆる重厚長大産業さんの工場がどんどん海外に移転し、またその周辺産業が一緒にくっついて外国へどんどん流出しております。そのために内航船の償却年数を過ぎた、つまり16歳を超えた船が、全体の74%を超えております。新造船にとっても変わらないような状況で、去年来、震災あるいは原発問題で若干増えたのは、唯一タンカー、燃料に使う火力発電所のタンカーだけです。これが9隻、新しくできてきましたけれども、その他の船については、ぎりぎり最低限のものしかできてきていない。今後、船で運ぶほどのものがどれだけ出るかについては、極めて厳しい見方がございます。一方、輸送はある程度国内で行われているわけですけれども、ほとんどトラックで行われています。従いまして、今、特に被災した東北3県については、陸上のトラックはものすごく忙しくて、他県からも借りてきて一生懸命輸送をやっております。特にがれきについては、放射線の問題があって、港湾労働者の方が、やはり中になかなか高い放射線が発見されている古い自動車などもありますので、がれきの作業については極めてナーバスです。それもあり、海上輸送が全然伸びていないという状態になっております。やはりトラックは今後もかなり使われると思うのですが、船という大きなロットで運ぶものは決して楽観できないと思います。振り返ってみますと、イギリスなどでも産業が成熟して、やはり同じように海外の旧植民地にどんどん工場が逃げました。そういうことで日本も一つ経済的な成熟が行われて、そういう基盤が、海外に工場が流出する条件がそろったところに、今度のリーマンショック、円高、被災、放射能問題が出たのかと思っております。従いまして、内航の船員について、僕はそんなに大幅に減らないということを、前に自信を持って申し上げていたのですが、世の中にこういうことが起こってしまいますと、私の見通しがかなり間違っただのではないかと考えております。以上、ご報告を申し上げます。

岩村委員長 ありがとうございます。大内委員、どうぞ。

大内委員 今の三木委員のご発言に対して、カウンターみたいな話になるかもしれませんが、去年の1月と今年の1月の物流の速報値が出ていまして、自動車は139%増です。それから、タンカーは112%増えています。そのことはお認めになりますよね。それ以外にも、鉄鋼材はまだ100までいっていません。去年の速報値で言うと、96から97くらいまで回復しています。それから、物流の先の見通しということで言うと、三陸、いわゆる東日本の復興需要ということで、5月から6月はかなり増加していくだろう。こういうのは物流の見通しということで出されております。それは短期的、一過性のものになるのか、あるいは復興というのは5年も10年もかかっていくのだということで、そういう需要が増えていくのかどうか、そこまでは予測ができませんけれども、そういう予測が出ております。

それから、内航海運の株式の公開されている会社のデータを全部チェックしてまいりますと、1億5,000万から3億くらいの経常黒でございます。関西の内航船の会社でも、1,000万から1億5,000万くらいの黒字が、株式の公開されている会社では、そういう状況になっています。前年まで大赤字だった、3億あるいは3億5,000万くらいの赤字だった会社が、その1年後、これは3億の赤字から3億程度の黒字に転換をしている。こういうやつが内航海運の今の状況ということで出ておりました。

それから、もう1点申し上げますと、有効求人倍率も去年の1月と今年の1月で、これは中国運輸局管内ですが、去年の1月で有効求人倍率が1.31だったのが、今年の1月では3.37に有効求人倍率がばーっと上がりました。他の運輸局管内のやつもございまして、おしなべて上がっているという状況になってきています。これは今の内航海運の現状ということで、多少の認識の違いはあるかもしれませんが、数字から拾ってみると、そういう状況になっています。

岩村委員長 これ自体は労使交渉の場ではないので、あまりそこに深入りしない程度で三木委員、お願いいたします。

三木委員 今、大内委員から発表されたものは、ほぼ正しいと思っています。その通りです。その通りですが、自動車については去年のタイ、バンコクの洪水のカバーをして、それとやはり補助金や何かの問題で、今、間違いなく増えております。ですから、ごく最近ですけど、自動車の内航輸送船も1隻大きなものが就航いたしました。それもおっしゃる通りです。問題は、東北中心にまだ岸壁が十分戻っていない。その中で輸送がほとんど自動車によっているという今の現状です。今後、それが戻るのかどうか分からない。それと、船員さんたちの高齢化問題はご存じの通りです。業界の中で私も心配であちこち聞いたのですが、どうも高齢の船員さんが最近、特に去年以来、かなり退職を始めたので、それでおっしゃるように、特に西の方ではかなり求人が激しく出てきている。それもおっしゃる通りです。その通りだと思います。それに対して若い人をどんどん採用しなければいけないということで、今、一生懸命掛け声をしている状態です。本当にそれでもって何とか内航の船員レベルが維持できればいいのですが、先行きが非常に厳しいというふうに、我々は、事業者側は認識しているということを報告させていただきます。すみません、お時間をいただきましたが、でも、大内さんのお話は全く正しいです。

岩村委員長 大変貴重なお話を伺いましてありがとうございます。何となく今の復興の中での流通の状況、とりわけ内航の状況をお2人から伺いまして勉強になりました。ありがとうございます。

それで、本題に戻りたいのですが、別に今の話が本題と関係ないと言うつもりは全然ありません。将来見通しの問題ですので、大事なお話だと思います。他にご意見がなければ、今日のところは、この問題については次のようにさせていただければと思います。一応今日、組合側、船主側からそれぞれご意見をいただいて、意見の一致を見たところがある一方で、特に年金にするか、一時金にするかというところについては、なおまだ意見の一致はいただいておりませんし、また給付の水準をどうするかということについても、今日の段階ではまだ詰めたお話ができていません。ですので、この件については、とりわけ年金にするか、一時金にするか、そして給付の水準をどうするかということについては、こういうふうさせていただければと思います。今日伺ったお話、あとまた事務局の方でデータ等もご確認いただいて、もしあればの話ですが、そういったものをベースにしながら、他の公益委員の先生とも少しご相談をさせていただいて、次回、基本的な考え方というようなものを、両当事者に示させていただきたいと思います。なかなか、これ以上の議論となると、何もなしに「さあ、どうぞ」とやっても、たぶん議論が詰まっていかないので、たたき台みたいなものを、こちらで少し公益委員を中心に議論をしながら、事務局の援助も得てつくらせていただいて、それを基に次回ご議論いただくということではいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この問題については次回、もう1回、議論させていただきます。前回、小坂委員のご注意もあって、「いつまでそれをやるんだ」というお話もありましたので、あまり次々というつもりはございませんけれども、そういう形にさせていただきたいと思います。

こちらで用意しています議題は以上でございますが、何かその他、ご意見等はございますか。

大内委員 ちょっと1つだけ。

岩村委員長 はい。どうぞ、大内委員。

大内委員 その他ということですので、今の状況について、あるいはこれからちょっと先の見通しということで、実は船員保険病院の問題がございます。3病院がございますけれども、この現状、今どんなところにいる、どういうふうに従来と変化をしてきて、位置付け、扱いの問題。それから、これから先、どういうふうなことを予想されているのか、あるいはどういうふうなことで、どちらの方向性に行くような格好になるのか。もし分かっていたら、分かっている範囲で結構ですから、その辺の状況について教えていただければと思います。

岩村委員長 ご質問ということですが、それでは石塚理事、お願いいたします。

石塚理事 今、年金局で国有財産の病院の話は整理されております。ご承知の通り、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律、議員立法ですが、昨年通りまして、従来は厚生年金病院と社会保険病院が出資の対象だったわけですが、船員保険病院も独立行政法

人年金・健康保険福祉施設整理機構（R F O）に出資できるという法改正になりました。私が聞いているところでは、この4月1日、4月で一応、国有財産をR F Oに出資しまして、当座あと2年間くらいは、おそらく船員保険会に経営委託して続けていく。そういう意味で持ち主が国からR F Oに移ったということで、あと2年間はいく。2年間経過した後は、R F Oが独立行政法人地域医療機能推進機構に改組され、途中で売り払いということがない限り、地域医療機能推進機構が、直営でやるという整理になります。船員保険病院も、この4月に出資する方向が固まったというふうに私は厚生省から聞いております。取りあえずあと2年間は、船員保険会が現状のまま運営して、特に新しい買い手が見つからない限り、2年後は基本的には地域医療機能推進機構に運営主体が変わっていくというような流れだとは承知しております。

岩村委員長 大内委員、よろしいでしょうか。

大内委員 はい、分かりました。

岩村委員長 ありがとうございます。それでは、他になければ、本日の船員保険協議会はこれで終了とさせていただきたいと思えます。次回の日程については、事務局から説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

神田次長 次回の協議会の日程については、別途調整の上、あらためてご連絡いたします。なお、経過的特別支給金の関係で、追加等のご意見がございましたら、事務局の方にメール等でご連絡いただければ、事務局から委員長にお伝えしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。以上です。

岩村委員長 そういうことで、次回を待たずに、また適宜、今日議論しました経過的な特別支給金についてご意見などありましたら、事務局の方にお寄せいただければと思えます。そういったものを勘案しながら、先ほど申し上げたように、たたき台を考えていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の船員保険協議会はこれで閉会とさせていただきます。どうもお忙しい中、ありがとうございました。

（了）